解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

鹿児島市荒田一丁目三四番一三号

医療法人邦仁会

清算人　岩下貴美子

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十二月十八日農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第六十四条の二第一項の規定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

北海道斜里郡斜里町字朱円東三五番地二

農事組合法人知床牧場トラクター利用組合

清算人　鶴巻　國男

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月七日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

札幌市南区石山一条六丁目一番一八号

医療法人社団小林胃腸科内科クリニック

清算人　小林多加志

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月二十五日付で解散いたしました。当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十八日）の翌日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出なきときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

東京都葛飾区柴又六丁目二〇番七号

医療法人社団優青会

清算人　相川　英三

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月十九日新潟地方裁判所長岡支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

新潟県見附市新町三丁目一番四四号

宗教法人雲隆寺

清算人　山口　祐子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月十七日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

山梨県甲府市上石田町二一六番地

宗教法人御嶽教大嶽山徳神勝栄教会

清算人　加藤　英輔

解散公告（第二回）

当法人は、令和四年十二月二十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

大阪市西区九条一丁目一三番一一号

医療法人フジイ内科クリニック

清算人　藤井永都子

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和七年三月十七日南九州市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

鹿児島県南九州市川辺町平山三二三四番地

清算法人川辺町土地改良区

代表清算人　上久保純一

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月二十日旭川地方裁判所の解散を命ずる決定の確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

北海道旭川市東鷹栖六線一三号

宗教法人弘法寺

清算人　川上　健太

連絡先北海道旭川市末広四条六丁目七番八号　弁護士法人千葉総合法律事務所

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年三月三十一日新宿区長の認可により、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

東京都渋谷区幡ケ谷二丁目一四―九ヤナギヤビル六階

第二市ヶ谷マンション敷地売却組合

清算人　小川　栄一

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

新潟県新発田市諏訪町三丁目二番一九号

宗教法人慶学院

清算人　古山　洋子

解散公告（第三回）

当公社は、総務大臣及び国土交通大臣の認可により令和七年三月三十一日付けで解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

滋賀県大津市松本一丁目二番一号

滋賀県土地開発公社

代表清算人　野﨑　信宏

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十月二十日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

広島県福山市千田町大字薮路甲一〇五番地の一五

宗教法人十二神社

清算人　三好　薫

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十二月三十日開催の社員総会の決議並びに徳島県知事の認可により、令和七年三月十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

徳島県吉野川市鴨島町西麻植字麻植市九一番地の一

医療法人工藤歯科医院

清算人　工藤　佳子

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年九月二十八日開催の社員総会の決議で解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

筑紫野市二日市中央四丁目一四番二三号

医療法人飯野内科

代表清算人　飯野　研三

第13期決算公告　令和７年４月30日

東京都中央区日本橋二丁目７番１号
東京日本橋タワー

株式会社リブ・コンサルティング

代表取締役　関　　巌

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,164,264
	固定資産	1,216,150
	資産合計	2,380,414
負債及び純資産の部	流動負債	813,461
	固定負債	42,358
	株主資本	1,523,034
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,513,034
	その他利益剰余金	1,513,034
	（うち当期純利益）	(224,642)
	新株予約権	1,560
	負債・純資産合計	2,380,414